

目次

第1章 総則	4
第1条（本規約の目的）	4
第2条（本規約の変更）	4
第3条（用語の定義）	4
第2章 本サービスの提供	5
第4条（本サービスの提供範囲）	5
第5条（提供区域）	5
第3章 契約	5
第6条（契約の単位）	5
第7条（契約申込の方法）	5
第8条（契約申込の承諾）	5
第9条（契約申込内容の変更）	5
第10条（権利の譲渡）	5
第11条（契約者の地位の承継）	6
第12条（契約者の氏名等の変更の届出）	6
第13条（ルータ装置設置場所等の提供）	6
第14条（ルータ装置設置場所の移転）	6
第4章 禁止行為	6
第15条（著作権等）	6
第5章 利用中止等	6
第16条（利用中止）	6
第17条（利用停止）	7
第18条（利用の制限）	7
第19条（本サービス提供の終了）	7
第20条（契約者が行う本契約の解除）	7
第21条（当社が行う本契約の解除）	8
第6章 料金	8
第22条（料金）	8
第23条（利用料金の支払義務）	8
第24条（工事費の支払義務）	8

第25条（手続きに関する料金の支払義務）	9
第26条（割増金）	9
第27条（延滞利息）	9
第28条（料金計算方法等）	9
第29条（端数処理）	9
第30条（料金等の支払い）	9
第31条（料金の一括後払い）	9
第32条（消費税相当額の加算）	10
第33条（料金の臨時減免）	10
第7章 損害賠償	10
第34条（責任の制限）	10
第35条（免責事項）	10
第8章 個人情報の取扱い	11
第36条（個人情報の取扱い）	11
第37条（データ等の取扱い）	12
第9章 保守	12
第38条（ルータ装置の仕様に係る責任）	12
第39条（契約者の維持責任）	12
第40条（契約者の切分責任）	12
第10章 雑則	12
第41条（承諾の限界）	12
第42条（利用に係る契約者の義務）	12
第43条（契約者の当社に対する協力事項）	13
第44条（設備等の準備）	13
第45条（除外事項）	13
第46条（法令に規定する事項）	13
第47条（準拠法）	13
第48条（紛争の解決）	13
第49条（債権の譲渡）	13
第50条（反社会的勢力の排除）	14
第51条（適格請求書の発行）	14
第52条（支払証明書の発行）	14
附則	15
別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件）	16

別紙 2（料金表）	17
別紙 3（当社が別に定めることとする事項）	19

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 NTT東日本株式会社(以下「当社」といいます。)は、「フレッツ・VPN アドバンス」利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これにより「フレッツ・VPN アドバンス」を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(本規約の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	本規約に基づき、別紙1(本サービスで提供する機能・提供条件)で定める範囲の機能を提供する「フレッツ・VPN アドバンス」
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
申込者	当社へ本契約を申し込もうとする者、又は本契約の申し込みの意思表示をした者
ISP事業者	当社が別に定める「ISP 接続サービス利用規約」に基づき当社と契約を締結している者のうち、本サービスを利用するうえで必要な契約を契約者と締結している者
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
端末設備	電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
ルータ装置	本サービスを利用するために設置する端末設備
自営端末設備	契約者が設置する端末設備であって、ルータ装置以外のもの
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
利用回線	本サービス利用に必要となる当社が指定する電気通信サービス
VPNグループ	利用回線相互間の通信を行うために構成するグループ
IP通信網サービス	当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款(平成12年東企営第00-51号(以下「IP通信網サービス契約約款」といいます。))に基づき提供されるサービス
IP通信網契約者	当社とIP通信網サービスを契約している契約者
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社又は当社の契約事務委託先の事務所
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
土休日	土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)

第2章 本サービスの提供

(本サービスの提供範囲)

第4条 当社は、契約者に対し、別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件）第1項に定めるルータ装置を設置し、本サービスを提供します。また、契約者から申込みがあったときは、別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件）第2項に定めるサポートオプションを提供します。

(提供区域)

第5条 本サービスは、日本国内の別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件）第3項に定める回線が利用可能な区域において提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者からの請求により設定するVPNグループごとに1の本契約を締結します。

(契約申込の方法)

第7条 申込者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) ルータ装置設置場所
- (5) その他申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第8条 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、電子メールその他電磁的方法等によって通知します。当該通知の到達をもって本契約が成立するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 虚偽の事項を申告したとき。
- (4) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。

3 当社が、本条第1項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(契約申込内容の変更)

第9条 契約者は、第7条（契約申込の方法）に定める事項の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(権利の譲渡)

第10条 本契約に基づく一切の権利又は義務の譲渡（実質的に譲渡と同様の効果を有する処分を含みます。以下「権利義務」といいます。）は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 本契約に基づく権利義務の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面をもって、本サービス取扱所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により本契約に基づく権利義務の承認を求められたときは、本契約に基づく権利義務を譲り受けようとする者について、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて承諾の是非を判断します。

4 本契約に基づく権利の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本サービスに基づく一切の権利義務を承継するものとします。

(契約者の地位の承継)

- 第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 本条第1項又は第3項の手続きがなされない期間においては、当社は、本サービスの提供を行わないことがあります。

(契約者の氏名等の変更の届出)

- 第12条 契約者は、第7条(契約申込の方法)で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 本条第1項の届出があったときは、当社は、契約者に対してその届出があった事実を証明する書類の提示を求める場合があります。

(ルータ装置設置場所等の提供)

- 第13条 当社が提供するルータ装置を設置するために必要な場所は、契約者に提供していただきます。
- 2 当社が提供するルータ装置に必要な電気は、契約者に提供していただきます。

(ルータ装置設置場所の移転)

- 第14条 当社は、契約者から要請があったときは、ルータ装置の設置場所の変更等の手続きを受け付けます。なお、ルータ装置は契約者が移転先に持参し、設置することとします。

第4章 禁止行為

(著作権等)

- 第15条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等及び本サービス提供のために使用する一切の物品等(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条、第28条に定める権利を含みます。以下同じとします。)、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当該物品等の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。
- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡(第10条(権利の譲渡)で定める場合を除きます。）・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第5章 利用中止等

(利用中止)

- 第16条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。

(2)第18条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を制限するとき。

(3)その他、当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断したとき。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社ホームページにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法により周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第17条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6ヵ月以内で当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第49条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。)

(2)契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、第49条（債権の譲渡）に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。)

(3)当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。

(4)第10条（権利の譲渡）、第15条（著作権等）又は第42条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

(5)契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。

(6)当社に損害を与えたとき。

(7)当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用の制限）

第18条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

- 2 通信が著しくふくそうしたときには、通信が相手先に着信しない場合があります。

- 3 通信が著しくふくそうしたときには、利用帯域を制限することがあります。

（本サービス提供の終了）

第19条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社ホームページにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（契約者が行う本契約の解除）

第20条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。

- 2 当社は、前項の規定により契約者が申し出た解除希望日をもって本サービスの解除日とします。ただし、契約者が申し出た解除希望日どおりに本サービスを解除するには、解除希望日の5営業日前までに当社に申出が到達する必要があります。解除希望日の5営業日前までに当社に申出が到達しなかった場合は、当社に当該申出が到達した日の翌営業日から5営業日目を本サービスの契約解除日とします。

(当社が行う本契約の解除)

第21条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。また、本条第3号に定める場合においては、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

- (1) 第17条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 第19条(本サービス提供の終了)第1項に定めるとき。
- (3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

② 電子交換所の取引停止処分を受けた場合

③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

2 当社は、契約者が第17条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除することがあります。

第6章 料金

(料金)

第22条 当社が提供する本サービスの料金は、別紙2(料金表)に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第23条 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した月の翌月から起算して、本契約の解除があった月(解除日の前日を含む月)までの期間(本サービスの提供を開始した月に本契約の解除があった場合は、1月分とします。)について、別紙2(料金表)第1表(月額料金)に規定する月額料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは次によります。

- (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2) 契約者は利用回線の利用の一時中断、利用停止、又は契約の解除、その他その利用回線の契約を締結する者の責めに帰する事由があり、利用回線を利用できない場合でも、本サービスに係る月額利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金

3 前項の規定にかかわらず、別紙2(料金表)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

第24条 申込者及び契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙2(料金表)第2表(工事に関する費用)に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前に本契約の解除又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。その場合、既にこの工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後は、前項の規定にかかわらず、契約者は着手した工事部分について、その工事費を負担していただきます。この場合において、負担を要する工事費の額は、その額に消費税相当額を加算した額となります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第25条 契約者は、第10条(権利の譲渡)に規定する権利の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときは、別紙2(料金表)第4表(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(割増金)

第26条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第27条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年最大14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 第49条(債権の譲渡)に規定する当社が別に定める場合に該当するときは、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

(料金計算方法等)

第28条 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、別紙2(料金表)第1表(月額料金)に定める料金は料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

3 契約者は、別紙1(本サービスで提供する機能・提供条件)第1項に定める本サービスについて、当社が提供を開始した月の翌月から起算して、契約の解除があった月(契約解除日の前日を含む月)までの期間の月額利用料の支払いを要します。ただし、本サービスの提供を開始した月に本サービスの契約の解除があった場合は1月分の月額料金を請求します。なお、別紙1(本サービスで提供する機能・提供条件)第2項に定めるサポートオプションについては、当社が提供を開始した月から起算して月額利用料の支払いを要します。

4 第23条(利用料金の支払義務)第2項3号の規定による利用料金の日割は、当該月の暦日数により行います。この場合、第23条(利用料金の支払義務)第2項3号の表1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間ごととします。

5 当社は、本規約で別段の規定がある場合を除き、受領した料金について返金しないものとします。

6 契約者は、当社が請求した料金の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙3(当社が別に定めることとする事項)において当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金(当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要します。

(端数処理)

第29条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

第30条 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

第31条 当社に特別の事情がある場合、契約者は、当社が指定する期日までに2月以上の料金をまとめて支払っ

ていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

第32条 第23条(利用料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により別紙2(料金表)に定める料金の支払いを要するものとされている額は、別紙2(料金表)に定める額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金の臨時減免)

第33条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社ホームページにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法により周知します。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第34条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状況が連続した時間(24時間の倍数である部分に限り、)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社は、本サービスの提供に伴い当社の不法行為があったことによって契約者に損害が生じた場合、本サービスの1ヵ月の月額料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。なお、以下の各号に該当する損害については、当社は一切の責任を負いません。

(1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害

(2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害

(3) 当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害

(4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害

4 当社の故意又は重大な過失による場合には、前3項の規定は適用しません。

(免責事項)

第35条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

3 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業及びオペレータが遠隔で実施した作業の内容について保証するものではありません。

5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び工事の実施に伴い生じる契約者の損害について、第34条(責任の制限)第3項に規定する場合を除き責任を負いません。

6 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア(OS)等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

7 オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業に関連して、契約者の契約者情報(本サービスの利用に係るID、パスワード等)で実行された操作は、契約者による操作であるとみなし、これに伴い生じる契約者の損害について、当社は、第34条(責任の制限)第3項に規定する場合を除き責任を負いません。

8 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当

社は、あらかじめそのことを契約者に書面等をもって通知します。

- 9 本サービスは、あらゆるウイルスへの対応、不正通信の遮断及びセキュリティ対策機能を保証するものではなく、本サービスの利用により生じた契約者の損害及び契約者の行為又は契約者が利用する通信機器その他の機器の動作を通じて第三者が被った損害について、契約者は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 10 当社は、第38条（ルータ装置の仕様に係る責任）の規定に基づき取得した情報を削除したことに伴い生じる契約者又は第三者の損害について、責任を負いません。
- 11 契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 12 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負いません。
- 13 当社は、第16条（利用中止）、第17条（利用停止）、第18条（利用の制限）及び第19条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限及び本サービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。
- 14 当社は、サイバーテロ（コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、責任を負いません。

第8章 個人情報の取扱い

（個人情報の取扱い）

- 第36条 当社は、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスに加えてルータ装置を設定するために必要な情報（以下「個人情報」といいます。）を取得します。また、当社は、本サービス提供にあたり、本サービスの利用回線に関する情報を個人情報として取得します。
- 2 当社は、前項の規定により取得した情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
 - 3 契約者は、当社が、本サービスの保守・故障の対応を目的として、ISP事業者、又は当社が別に定める回線を提供する事業者に対して、当社が取得した個人情報を提供する場合があることについて、同意していただきます。
 - 4 当社及び委託会社は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。
 - (1) 本サービスの提供
 - (2) 当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング
 - (3) 当社が販売受託ないし取次等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング
 - (4) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付
 - (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
 - (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニター等の案内
 - 5 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、本条第1項の規定により取得した情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
 - 6 契約者は、当社が第49条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第17条（利用停止）の規定に基づき本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
 - 7 契約者は、当社が第49条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者が本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。
 - 8 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

(データ等の取扱い)

第37条 当社は、ルータ装置の維持のため、ルータ装置に設定された情報（サポート対象機器のMACアドレス、IPアドレスを含みます。）を取得します。

2 第38条（ルータ装置の仕様に係る責任）に規定する場合、又は第19条（本サービス提供の終了）、第20条（契約者が行う本契約の解除）若しくは第21条（当社が行う本契約の解除）による本契約の解除があった場合、当社は、前項により取得した情報を削除します。

第9章 保守

(ルータ装置の仕様に係る責任)

第38条 当社は、当社が必要と判断したときは、当社が指定するルータ装置を変更することがあります。

(契約者の維持責任)

第39条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なルータ装置、利用回線、その他の設備を当社のホームページ等で定める利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

(契約者の切分責任)

第40条 契約者は、ルータ装置が適切に接続されている場合であって、本サービスを利用することができなくなったときは、当社に故障の連絡をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験等を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験等によりルータ装置に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第41条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を契約者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第42条 本サービスの利用の申込は契約者自身で実施する必要があります。なお、契約申込にあたり本サービスの利用をVPNグループの全ての利用回線の契約者の同意を事前に得ていただきます。

2 契約者は、ルータ装置の設置及びルータ装置の故障時に当社の訪問の要請をする場合には、次の各号に定める条件を満たしていただきます。

(1) 当社が契約者を訪問した際に、ルータ装置の設置場所又は設置希望場所に案内し、設定作業等に立ち会うこと。

(2) 当社がルータ装置の設定作業等を実施する際に必要となる電力、照明、消耗品その他の設備等（電話又は通信回線の使用を含みます。）を当社に対して無償で提供すること。

3 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。

(2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。

(3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

(4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。

(5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

(6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。

(7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。

- (8)本サービスその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (10)本サービスの利用に係るID、パスワード等を第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと。
 - (11)本サービスの利用に係るID、パスワード等の適正な管理に努めること。
 - (12)ルータ装置を第10条（権利の譲渡）の場合を除き第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - (13)ルータ装置を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - (14)ルータ装置に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
 - (15)その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 4 契約者は、前項の規定に違反してルータ装置を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 5 契約者は、本契約が終了（解除等本契約終了の事由を問わない。）した場合、契約者の利用の有無にかかわらず、速やかに当社に対してルータ装置を返還するものとします。

（契約者の当社に対する協力事項）

第43条 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1)当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力。
- (2)当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3)その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

（設備等の準備）

第44条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な利用回線その他の設備を保持、管理するものとします。

2 契約者が本サービスを利用するために必要な利用回線の利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

（除外事項）

第45条 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1)第42条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2)契約者が、第43条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3)不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4)その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

（法令に規定する事項）

第46条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（準拠法）

第47条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

（紛争の解決）

第48条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（債権の譲渡）

第49条 契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった料金を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合

において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第50条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
- (1) 前項に違反したとき。
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
 - ① 当社若しくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為
 - ② 当社若しくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 当社若しくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社若しくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社若しくは当社の委託先の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

(適格請求書の発行)

- 第51条 当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。
- 2 契約者は、前項の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、別紙2（料金表）第3表（手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- 3 契約者は、当社が本条第1項の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

(支払証明書の発行)

- 第52条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定する本サービス取扱所において、本サービスの料金その他の債務（本規約により支払いを要することとなった料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- 2 契約者は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、別紙2（料金表）第3表（手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- 3 契約者は、当社が本条第1項の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

附則（2026 年 2 月 26 日 東開ク R000200000610-01 号）

（実施期日）

- 1 本規約は、2026 年 2 月 27 日から実施します。

附則（2026 年 9 月 18 日 東開ク R000200000748-01 号）

（実施期日）

- 1 本規約は、2026 年 10 月 1 日から実施します。
- 2 希望した申込者に対し、2026 年 10 月 1 日から 2027 年 1 月 31 日までの間に、①当社が別に定める「IP 通信網サービス契約約款」のうち「メニュー 5－1 II－1 型 10Gb/s プラン 6」の新規申込みと同時に②本サービスで提供する基本サービスの新規申込みがあり、当社が①のプラン及び②のサービスのいずれの申込みも承諾し、かつ、2027 年 3 月 31 日までに①のプラン及び②のサービスの提供が開始された場合には、利用開始日から起算して 1 年間（以下本項において「本件利用期間」といいます。）の間、②のサービスの契約の継続を条件として、②のサービスの利用開始月から 3 か月間、別紙 2（料金表）第 1 表（月額料金）に定める基本サービスの月額利用料に代えて 0 円を適用します。

本件利用期間中に②のサービスを解約（事由のいかんを問わず、契約の終了を指します。以下同じとします。）した場合には、解約した 1 のルータ装置毎に 24,000 円（税込価格 26,400 円）を当社にお支払いいただく必要があります。

- 3 希望した申込者に対し、2026 年 10 月 1 日から 2027 年 1 月 31 日までの間に、①当社が別に定める「IP 通信網サービス契約約款」のうち「メニュー 5－1 II－1 型 10Gb/s プラン 3－1 タイプ 1－2／タイプ 2」の新規申込みと同時に②本サービスで提供する基本サービスの新規申込みがあり、当社が①のプラン及び②のサービスのいずれの申込みも承諾し、かつ、2027 年 3 月 31 日までに①のプラン及び②のサービスの提供が開始された場合には、利用開始日から起算して 1 年間（以下本項において「本件利用期間」といいます。）の間、②のサービスの契約の継続を条件として、②のサービスの利用開始月から 3 か月間、別紙 2（料金表）第 1 表（月額料金）に定める基本サービスの月額利用料に代えて 0 円を適用します。

本件利用期間中に②のサービスを解約（事由のいかんを問わず、契約の終了を指します。以下同じとします。）した場合には、解約した 1 のルータ装置毎に 24,000 円（税込価格 26,400 円）を当社にお支払いいただく必要があります。

別紙 1（本サービスで提供する機能・提供条件）

1. 本サービスで提供する基本サービス

提供機能	内容
閉域VPN接続機能	利用回線を利用し、IPv6アドレスを用いた拠点間通信が可能となる機能
コントローラ機能	ルータ装置の状態確認機能
ゼロタッチプロビジョニング機能	ルータ装置を利用回線に接続することで、設定を自動投入し本サービスが利用可能となる機能
ローカルブレイクアウト機能	拠点間通信以外の直接インターネットアクセスする通信を拠点からブレイクアウトさせる機能
東西閉域接続機能	NTT西日本株式会社の回線とIPv6アドレスを用いた拠点間通信が可能となる機能
UTMインターネット接続機能	VPNグループと、契約者が指定するISP事業者に係る相互接続点との間の通信を行うことを可能とする機能
備考	
1 基本サービスの提供にあたりルータ装置を1台提供します。 2 VPNグループ内で接続可能なルータ装置の台数は、100台までとします。 3 UTMインターネット接続機能は、Webアクセスブロック、URL指定によるアクセス制御、不正プログラム侵入対策、メールセキュリティ対策、ファイアウォール機能等を提供します。 4 UTMインターネット接続機能を利用するためには、本契約の締結に加え、UTMインターネット接続機能に対応するISPサービスの契約をISP事業者と締結する必要があります。 5 第34条（責任の制限）に規定するほか、当該機能を提供することに伴い発生する損害については、当社は責任を負いません	

2. 本サービスで提供するサポートオプション

提供機能	内容
サポートオプション	24時間365日の電話による故障受付窓口対応及びオンサイト保守対応を可能とするもの
備考	
1 サポートオプションを利用しない場合、故障受付窓口の対応時間は、土休日を除く平日午前9時から午後5時となります。また、ルータ装置故障時は、交換用のルータ装置を宅配します。契約者は、自身でルータ装置を交換し、速やかに当社に対して故障したルータ装置を返還するものとします。 2 第40条（契約者の切分責任）で規定する試験により当社が設置したルータ装置に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がルータ装置以外にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。 3 故障受付からルータ装置設置場所までの駆けつけ時間及び回復時間を保証するものではありません。 4 サポートオプションは、契約者が契約中の1の契約のうち、一部のルータ装置に限定した契約はできません。同一契約中の全てのルータ装置での契約が必要です。サポートオプションを利用中の契約に新たなルータ装置を追加する場合、当該追加ルータ装置を対象とするサポートオプションも契約いただく必要があります。	

3. 利用可能回線

以下の回線を、本サービスの利用回線とすることができます。

- ① 当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款で定めるメニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のものに係るIPv6通信が利用できる状態の契約者回線。
- ② その他当社が別に定める回線

別紙 2 (料金表)

第 1 表 (月額料金)

区分	単位	月額料金額
基本サービス	1 のルータ装置ごとに	8,000 円 (税込価格 8,800 円)
サポートオプション	1 のルータ装置ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)

第 2 表 (工事に関する費用)

区分		単位	工事費の額
ア 基本工事費	① ②以外の場合	1 の工事ごとに	7,500 円 (税込価格 8,250 円)
	② 交換機等工事のみの場合	1 の工事ごとに	2,000 円 (税込価格 2,200 円)
イ 交換機等工事費	① 基本サービスの利用の開始に関する工事を実施する場合	1 台のルータ装置ごとに	7,000 円 (税込価格 7,700 円)
	② 基本サービスの設定の変更に関する工事を実施する場合	1 台のルータ装置ごとに	5,000 円 (税込価格 5,500 円)
	③ 基本サービスの東西閉域接続機能または U T M インターネット接続機能の利用の開始及び変更に関する工事を実施する場合	1 の V P N グループごとに	12,000 円 (税込価格 13,200 円)
		1 台のルータ装置ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
ウ 機器工事費		1 台のルータ装置ごとに	3,000 円 (税込価格 3,300 円)
エ L A N 配線工事費		1 配線ごとに	11,000 円 (税込価格 12,100 円)
オ 時刻指定工事費	午前 9 時から午後 4 時まで	1 の工事ごとに	11,000 円 (税込価格 12,100 円)
	午後 5 時から午後 9 時まで	1 の工事ごとに	18,000 円 (税込価格 19,800 円)
	午後 1 0 時から翌日の午前 8 時まで	1 の工事ごとに	28,000 円 (税込価格 30,800 円)

備考

- 次に規定する場合は「1 の工事」として基本工事費及び時刻指定工事費を取り扱います。
 - 交換機等工事のみの場合は同一契約者の複数の工事を同時に行う場合
 - ①以外の時は同一契約者の複数の工事を同一設置場所で同時に行う場合
- 機器工事費と L A N 配線工事費の合計が 29,000 円 (税込価格 31,900 円) を超える場合は、29,000 円 (税込価格 31,900 円) までごとに基本工事費に 3,500 円 (税込価格 3,850 円) を加算します。(機器工事費と L A N 配線工事費の合計は 1 の工事ごとに計算します。)
- 次に規定する時間帯で施工する場合は基本工事費、交換機等工事費、機器工事費、L A N 配線工事費に対して割増工事費を適用します。
 - 午後 5 時から午後 1 0 時まで (1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは午前 8 時半から午後 1 0 時まで) の間に工事を開始した場合は、基本工事費、交換機等工事費、機器工事費、L A N 配線工事費の合計から 1,000 円 (税込価格 1,100 円) を差し引いて 1.3 を乗じた額に 1,000 円 (税込価格 1,100 円) を加算します。
 - 午後 1 0 時から翌日の午前 8 時半までの間に工事を開始した場合は基本工事費、交換機等工事費、機器工事費、L A N 配線工事費の合計から 1,000 円 (税込価格 1,100 円) を差し引いて 1.6 を乗じた額に 1,000 円 (税込価格 1,100 円) を加算します。
- 契約者が指定する時刻に工事 (交換機等工事費のみの場合を除きます) を開始する場合は指定された時刻に応じて時刻指定工事費を適用します。なお、当社は、契約者が指定する時刻に当社が到着せず、工事が開始しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

第3表（手数料）

区分	単位	料金額
証明手数料	1 の契約ごとに	300 円（税込価格 330 円）
適格請求書の発行手数料	1 の契約ごとに	400 円（税込価格 440 円）
支払証明書の発行手数料	支払証明書 1 枚ごとに	400 円（税込価格 440 円）
備考		
1 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費（実費）が必要な場合があります。		
2 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。		

第4表（手続きに関する料金）

区分	単位	料金額
譲渡承認手数料	1 の契約ごとに	800 円（税込価格 880 円）

別紙 3（当社が別に定めることとする事項）

第 28 条（料金計算方法等）

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合。

第 36 条（個人情報の取り扱い）、及び別紙 1（本サービスで提供する機能・提供条件）

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定める回線	以下のいずれかの回線 ① N T T 西日本株式会社の IP 通信網サービス契約約款で定めるメニュー 5-1（品目が 100Mb/s（通信の形態による細目がプラン 5-1 のもの）、200Mb/s、1Gb/s、10Gbp/s のもの）及びメニュー 5-2（通信方式の態様による区別がカテゴリ 3-1 のもの）に係る IPv6 通信が利用できる状態の契約者回線 ② 当社との間で光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が、I P 通信網サービス契約約款で定めるメニュー 5（提供の形態による細目がⅡ-1 型のもの）を用いて提供する電気通信サービスに係る I P v 6 通信が利用できる状態の契約者回線 ③ N T T 西日本株式会社との間で光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者が、N T T 西日本株式会社の IP 通信網サービス契約約款で定めるメニュー 5-1（品目が 100Mb/s（通信の形態による細目がプラン 5-1 のもの）、200Mb/s、1Gb/s、10Gbp/s のもの）及びメニュー 5-2（通信方式の態様による区別がカテゴリ 3-1 のもの）を用いて提供する電気通信サービスに係る IPv6 通信が利用できる状態の契約者回線

第 49 条（債権の譲渡）

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定める事業者	N T T ファイナンス株式会社
当社が別に定める場合	以下のいずれかの場合とします。 当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合 契約者のシステムに変更が必要となる等、契約者に支障が生じると当社が認めた場合